

お客様各位

岐阜商工信用組合

## 「<しょうしん>デビットカード規定」一部改定のお知らせ

平素より岐阜商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合は、2023年6月20日（火）より「<しょうしん>デビットカード規定」を下記のとおり一部改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。

### 記

#### 1. 改定日

2023年6月20日（火）

#### 2. 対象規定および改定箇所

規定名	改定箇所
<しょうしん>デビットカード規定	第3章 公金納付 1.（適用範囲） 2.（準用規定等）

#### 3. 主な改定内容

J-Debitにおける地方公共団体等公的機関の間接加盟方式に対応するための改定であり、詳細は「4. 新旧対照表」をご覧ください。

※J-Debitとは、日本電子決済推進機構が日本で行う国内統一のデビットカード事業の名称です。

#### 4. 新旧対照表

※改定部分のみ抜粋

新（改定後）	旧（改定前）
第3章 公金納付 1.（適用範囲） <u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いを行うために、カードを提示した場合は、第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が当該公的債務を支払うものとし、この場合、利用者は、加盟機関銀行に</u>	第3章 公金納付 1.（適用範囲） 機構所定の公的加盟機関規約（以下、本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下、本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約

<p>対して当該公的債務相当額（<u>第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額</u>）を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。</p> <p><u>(1) 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。</u>但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</p> <p><u>(2) 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。</u></p>	<p>に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。<u>ただし、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当組合のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。</u></p>
<p>2.（準用規定等）</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、<u>「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。</u></p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前2項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和5年6月20日現在)</u></p>	<p>2.（準用規定等）</p> <p>(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「<u>売買取引債務</u>」を「補償債務」と読み替えるものとします。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。</p> <p>(3) 前2項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

以 上